

多良間村定住促進空家活用住宅入居者募集要項

多良間村では、下記のとおり定住促進空家活用住宅への入居を募集します。
入居を希望される方は、入居資格を確認の上、申込書類を多良間村役場総務財政課へ提出して下さい。

記

1. 空家活用住宅の名称 多良間村定住促進空家活用住宅
2. 空家活用住宅の所在地 沖縄県宮古郡多良間村字仲筋397番地
3. 募 集 戸 数 1戸
4. 構 造 及 び 規 模 鉄筋コンクリート造1階建て
延床面積 103.6 m² (約31坪)
5. 部 屋 の 間 取 り 別紙 (平面図、参考写真)
6. 入 居 資 格
 - (1) 本村に定住する意志があり、地域活性化の担い手となる者。
 - (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) があること。
 - (3) 入居の申込時において住所を有する市町村の税等の滞納がないこと。
 - (4) 現に住民基本台帳に基づく住所を本村に有し、又は入居後本村に移すことが確実にあること。
 - (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
7. 入居の申込期間及び場所
 - (1) 申 請 受 付 令和3年7月20日 (火) ~ 令和3年8月10日 (火)
 - (2) 申 込 場 所 〒906-0692
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋99-2
多良間村役場総務財政課
 - (3) 申 込 方 法 所定の申込用紙 (多良間村役場総務財政課に備え付け若しくは多良間村ホームページよりダウンロード可) を記入の上、必要書類を添付し申し込む。郵送の場合は、申込期限 (8月10日) まで必着とする。

8. 家賃等 家賃 36,500 円/月
敷金 109,500 円/ (家賃の3か月分)
その他①電気料金その他の公共料金
②汚物及びじんかいの処理に要する費用
③畳の表替え、ふすまの張替え等の軽微な修繕及び
構造上重要でない部分の修繕に要する費用
④火災保険への加入費用
9. 契約期間 3年間
10. 貸し付け条件 多良間村定住促進空家活用住宅条例同条例施行規則による
11. 入居者の選定方法 入居者選考基準による
12. 入居の時期 令和3年8月中旬 (但し、新型コロナウイルス感染症の状況によっては時期を調整する場合有り)
13. その他 ①入居日については、入居決定者と調整の上決定する。
又、入居者は地域行事等に積極的に参加すること。
②入居決定者は、入居決定の通知があった日から14日以内に多良間村定住促進空家活用住宅条例第9条に定める手続き(連帯保証人の連署する請書の提出等)が必要。
③契約時には入居者の負担による火災保険加入が必要。

問合わせ先： 〒906-0692

沖縄県宮古郡多良間村字仲筋99-2

多良間村役場 総務財政課

TEL：0980-79-2011